

立教学院史資料センター規程

制定 二〇〇〇年一月一八日
施行 二〇〇〇年一月一八日
改正 二〇〇二年 二月二七日
改正 二〇〇二年二月 四日

(設置および名称)

第1条 本学に立教学院史資料センター(以下「センター」という)を置く。

(目的)

第2条 センターは、立教学院の歴史および学院関係者の事蹟に関する資料の収集・保存、調査・研究などを通じて、本学院の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理および保存
- (2) 調査・研究およびその成果の発表
- (3) 展示会、講演会、公開講座等の開催
- (4) 資料の公開およびレファレンスサービス

(センター長およびその職務)

- (5) 学院内における立教史の教育に関する業務
- (6) その他第2条の目的達成に必要な事項

第4条 センターに、センター長1名を置く。

2、センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。

3、センター長は、毎年度の終わりに、当該年度の事業経過ならびに次年度の事業計画案を総長に報告し、その承認を得なければならない。

4、センター長は、事業計画に変更の必要が生じた場合、速やかに総長に報告し、その承認を得なければならない。

第5条 センター長は、総長がこれを任命する。

2、センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3、任期の途中で退任した場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員およびその職務)

第6条 センターに運営委員若干名を置き、次の区分により総長が任命する。

- (1) 大学 5名
- (2) 池袋中学校・高等学校 1名
- (3) 新座中学校・高等学校 1名

- (4) 小学校 1名
- (5) 学院本部 1名
- (6) その他センター長が特に指名する者 校友を含む若干名

2、運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 運営委員は、運営委員会を構成し、センターの運営にあたる。

(運営委員会)

第8条 センターに運営委員会を置く。

2、運営委員会は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

3、運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) センターの管理運営に関する事項
- (2) センターの研究・事業内容に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(研究員)

第9条 センターには、その事業に従事する研究員若干名を置く。

2、研究員は次の区分により総長が任命する。

- (1) 本学院の教職員のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者
- (2) 本学院の教職員以外のうちから、運営委員

会の議を経てセンター長が推薦する者

3、研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(学術調査員)

第9条の2 センターに学術調査員を置くことができる。

(事務局)

第10条 センターに事務局を置く。

(改正)

第11条 本規程の改正は、運営委員会の議を経て総長が行う。

附則 この規程は、二〇〇〇年一〇月一八日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇二年四月一日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇二年二月四日から施行する。